

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市動植物園（以下「動植物園」という。）でのボランティア受け入れ及び活動に対して必要な事項を定める。

(庶務)

第2条 本ボランティア制度に関する庶務は、動植物園が行う。

(定義)

第3条 この要綱において「動植物園ボランティア」（以下「ボランティア」という。）とは、第6条第1項に規定する活動を自らの費用で実施するものであって、次条の規定によりボランティア登録台帳（様式1）に登録されたものをいう。

(登録)

第4条 ボランティアになろうとする者は、動植物園に対し、書面（様式2、様式3）によりボランティア台帳への登録を申し込むものとする。

2 動植物園は、前項の申し込みがあったときは、申込者が次の各号に該当するかを書面及び対面により審査するものとする。

- (1) 動物、植物及び自然環境に関心を有していること。
- (2) 動物、植物をみだりに傷つける恐れのないこと。
- (3) 動植物園の業務に支障を及ぼす行為をする恐れのないこと。
- (4) 他のボランティアや来園者の迷惑となる行為をしないこと。

3 動植物園は、審査の結果、申込者をボランティアとして登録することを相当と認めるときは、当該申込者をボランティア登録台帳に登録するものとする。

4 動植物園は、ボランティア登録台帳に登録をしたときは、申込者に対しボランティア証によりその旨を通知するものとする。

(誓約書提出の求め)

第5条 動植物園は、ボランティアになろうとする者に対し、第8条に規定する事項を遵守する旨の誓約書（様式4）の提出を求めるものとする。

(活動内容)

第6条 ボランティアは、動植物園からの要請を受けて次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 動植物園が企画する活動でボランティアを必要とするもの。
- (2) ボランティアが企画、立案し動植物園と協議し次に挙げるもの。

- ア 動物ガイド
- イ 各イベントにおける参加者の補助
- ウ 展示物の入れ替え作業や設置
- エ 園内のペンキ塗り
- オ 園内の清掃
- カ 講習会などのイベント補助
- キ 展示用植物や花壇等の手入れ
- ク その他

2 活動に要する費用はボランティアの負担とする。

3 ボランティアの活動内容を変更し、又は追加する場合においては、動植物園はボランティアの意見を聴くものとする。

(活動の要請)

第7条 動植物園はボランティアに対し、必要に応じて前条第1項の活動を要請するものとする。

2 動植物園はボランティアに対し、必要に応じ、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 前条第1項各号に掲げる活動に関する情報を提供する。
- (2) ボランティアにおける、動植物園の施設使用。
- (3) ボランティアにおける、動植物園の物品貸与。

(4) 前各号に掲げるもののほか、動植物園が必要と認める支援

(ボランティアの遵守事項)

第8条 ボランティアは、活動に際し、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 活動に関し、知り得た個人情報（個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得たるものをいう。）その他の秘密を他に漏らしてはならないこと。その活動を退いた後も同様とする。
- (2) 来園者の迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 他のボランティアの迷惑となる行為をしないこと。
- (4) 営利目的で参加しないこと。
- (5) 活動内容の変更又は中止については動植物園から指示があった場合は、その指示に従うこと。
- (6) 動植物園施設及び物品の使用に際しては、動植物園の指示に従うこと。
- (7) 活動に起因する事件、事故その他の問題については、各ボランティアの責任において解決すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、動植物園が必要と認める事項

(研修)

第9条 動植物園は、ボランティアに対し、必要な研修を行うことができる。

(登録の辞退)

第10条 ボランティアは、書面（様式5）により動植物園に申し出ることにより、登録を辞退することができるものとする。

(登録の取消し)

第11条 動植物園はボランティアが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 動植物園の業務に支障を及ぼす行為を行ったとき。
- (2) 第8条の規定に違反したとき。
- (3) 心身の故障により、活動を行うことができないと認めるとき。
- (4) 活動の実績が1年以上ないとき。

2 前項の規定により登録を取消したときは、ボランティアであった者に対しボランティア登録証の返却通知（様式6）をするものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、ボランティアの受け入れ及び活動に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は令和4年7月14日から施行する。

熊本市動植物園ボランティア申込書（ステージ用）

申請日 年 月 日

申請者氏名	(ふりがな)	職業	
		自宅TEL	
生年月日	年 月 日 (歳)	携帯TEL	
		e-mail	
住所	〒 —		

※グループで登録を希望される場合はご記入ください

グループ名		人数	名
メンバー 氏名	①	⑥	
	②	⑦	
	③	⑧	
	④	⑨	
	⑤	⑩	

1. 熊本市動植物園ボランティアへの加入の志望動機をご記入ください

2. どのような活動を行いたいかをご記入ください

誓約書

熊本市長（宛）

年 月 日

住所

名前

（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

私は、熊本市動植物園ボランティアの登録にあたり、熊本市動植物園ボランティア加入要綱第8条に掲げる遵守事項を遵守することを誓約します。

この誓約に反することが判明した場合、登録を取り消されても異論はありません。

（ボランティアの遵守事項）

- (1) 活動に関し、知り得た個人情報（個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得たるものをいう。）その他の秘密を他に漏らしてはならないこと。その活動を退いた後も同様とする。
- (2) 来園者の迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 他のボランティアの迷惑となる行為をしないこと。
- (4) 営利目的で参加しないこと。
- (5) 活動内容の変更又は中止については動植物園から指示があつた場合は、その指示に従うこと。
- (6) 動植物園施設及び物品の使用に際しては、動植物園の指示に従うこと。
- (7) 活動に起因する事件、事故その他の問題については、各ボランティアの責任において解決すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、動植物園が必要と認める事項

(様式5)

熊本市動植物園ボランティア登録辞退届

熊本市長 (宛)

年 月 日

住所

名前

(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付で下記のとおり熊本市動植物園ボランティアの登録を辞退します。

【辞退理由】

熊本市動植物園ボランティア登録証返却通知書

様

熊本市長
(動植物園扱い)

年 月 日付で下記の通り熊本市動植物園ボランティアの登録を取り消しました。
つきましては、速やかに熊本市動植物園ボランティア登録証の返却をお願いいたします。

記

1. 名前

2. 取消の理由